
令和7年度
第12回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和7年度第12回千歳市農業委員会議事録

日 時 令和8年3月24日(金) 10時27分開会
11時53分閉会
開催場所 千歳市役所議会棟 2階 大会議室

1 出欠状況 (出席委員17名、欠席委員3名)

1番	平 沖 道 徳	出 席	
2番	今 務	出 席	
3番	三 溝 健 雄	出 席	
4番	平 岡 日 出 男	欠 席	
5番	高 橋 正	欠 席	
6番	今 鉄 雅	出 席	
7番	宮 澤 徳 夫	出 席	
8番	山 形 繁 雄	出 席	
9番	鈴 木 弘 樹	出 席	
10番	川 端 智 之	出 席	
11番	佐 々 木 雅 宏	出 席	
12番	片 桐 好 英	出 席	議事録署名委員
13番	平 井 久	出 席	議事録署名委員
14番	藤 田 勝 久	出 席	
15番	清 水 利 一	出 席	
16番	樋 口 司	欠 席	
17番	黒 澤 讓 治	出 席	
18番	中 村 由 美 子	出 席	
19番	工 藤 信 二	出 席	
20番	長 島 信 行	出 席	

2 事務局職員出席状況

事務局長	松 原 崇 人
管理課長	上 田 創 一
企画振興係長	目 黒 めぐみ
農地係長	小 野 美 幸
農地係主任	荒 川 裕 昭
農地係主任	田 中 秀 尚

3 議事日程

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会長挨拶
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 報告の部
 - 報告第 1 号 専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）
 - 報告第 2 号 専決処分の報告について（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
 - 報告第 3 号 令和 4 年度第 8 号農業地利用集積計画の変更について
- 日程第 6 協議の部
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農用地の買入協議に係る要請について
 - 議案第 4 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）及び令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）について
 - 議案第 5 号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更案について
- 日程第 7 その他

議 事 次 第

< 日程第 1 開会宣言 >

事 務 局 長 ただいまから、令和 7 年度第 12 回農業委員会総会を開会いたします。
本日、4 番、5 番、16 番は欠席する旨、届出がありました。
よって、委員 20 名中、17 名が出席しており、会議は成立いたしました。
会議の開催に当たり、会長からご挨拶があります。

< 日程第 2 会長挨拶 >

会 長 皆様、おはようございます。本日は議会中ということでこの時間になりましたけれども、本日もどうぞよろしくお願いいたします。
それでは、ただいまから会議を始めます。(10:28)

< 日程第 3 議事録署名委員の指定 >

議 長 日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。
千歳市農業委員会会議規則第 13 条に規定する議事録署名委員には、
12 番、13 番を指名いたします。

< 日程第 4 諸般の報告 >

議 長 日程第 4、諸般の報告を行います。
事務局より説明願います。

事 務 局 令和 7 年度第 11 回総会以降の諸般の事項につきましては、お手元に配
付しております資料のとおりであります。
事務局からは、以上です。

< 日程第 5 報告の部 >

【報告第 1 号 専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）】

- 議 長 次に日程第 5、報告の部に入ります。（10：28）
初めに報告第 1 号を議題といたします。事務局より説明願います。
- 事 務 局 報告第 1 号について、ご説明申しあげます。議案書 1 ページをお開き
ください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 2 件で、土地の所在等は、議案書 1 ページから 2 ページのとおりです。
それぞれの被相続人について整理番号 11 は さん、整理番号 12 は さんであります。
以上、報告第 1 号について、ご説明申しあげました。
事務局からは、以上であります。
- 議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)
- 議 長 質問がなければ、報告第 1 号を報告済といたします。
-

【報告第 2 号 専決処分の報告について（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）】

- 議 長 次に報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。
- 事 務 局 報告第 2 号について、ご説明申しあげます。議案書 3 ページをお開き
ください
農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 7 件

で、土地の所在等は、議案書 3 ページから 4 ページのとおりです。

初めに、整理番号 29 から 32 までの 4 件については、道央農業振興公社を介した農地利用集積計画で、さん、さんがそれぞれ賃貸借していた農地を合意解約する案件であります。

解約後はそれぞれが農地法 3 条で購入する所有権移転案件として、議案第 1 号にてお諮りする予定であります。

次に整理番号 33 は、農地法 3 条により平成 25 年 2 月 22 日より賃貸借していましたが、解約し借主を変更するため、解約する案件であります。解約する土地については、来月以降に、農地法第 3 条の規定による賃貸借での権利移転案件としてお諮りする予定であります。

次に、議案書 4 ページをお開きください。

整理番号 34 は、農地法 3 条で賃貸借していた農地の一部を合意解約する案件であります。合意解約された農地については、議案第 2 号にて、農地法第 5 条により、〇〇などの農業用施設を建築する転用案件としてお諮りする予定であります。

最後に、整理番号 35 は、報告第 1 号整理番号 12 で報告した農地の一部を合意解約する案件になります。合意解約された農地については来月以降、農地法第 3 条の賃貸借案件としてお諮りする予定であります。

以上、報告第 2 号について、ご説明申しあげました。

事務局からは、以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、報告第 2 号を報告済といたします。

【報告第 3 号 令和 4 年度第 8 号農用地利用集積計画の変更について】

議 長 次に報告第 3 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 3 号についてご説明申しあげます。議案書 5 ページをお開きください。

令和 8 年 2 月 27 日付け千農計第 335 号により、千歳市長から、標記農用地利用集積計画の変更について、通知がありましたのでこれを報告します。

変更理由、変更内容、及び変更年月日については 5 ページに記載のと

おりであります。

具体的な変更につきましては、6 ページをご覧ください。

上段が、変更前の令和4年度第8号農用地利用集積計画における利78、79でありまして、下段が変更後となります。

変更箇所は、利用権設定に係る土地の表示及び金額で、6筆の賃貸借が解約のため1筆に変更しております。

変更に至った経緯であります。報告2号でもご説明いたしましたが、解約した5筆の農地を農地法第3条で借主が購入することとなりましたことから、議案第1号でお諮りいたします。

以上、報告第3号について、ご説明申しあげました。

事務局からは、以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、報告第3号を報告済といたします。

< 日程第6 協議の部 >

【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議 長 次に、日程第6、協議の部に入ります。(10:34)
はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について整理番号25、27を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について、ご説明申しあげます。議案書7ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。今月の農地法第3条の許可申請は3件で、所有権の移転が2件、賃貸借権の設定が1件です。

当日配布資料の1ページから4ページに、議案第1号資料として地番図、耕作証明書を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

整理番号25は、さんが、規模拡大のため さんの農地を買い受ける所有権移転案件です。

土地の所在等につきましては、議案書7ページ上段のとおりです。また、当日配布資料の1ページに地番図を添付しておりますので、併せてご確認ください。

次に、一つ飛ばしまして議案書8ページ、整理番号27は、平成27年に〇〇県〇〇市より、地域おこし協力隊の農業支援員として〇〇町に移住され2年間支援員を務めた後、〇〇町にて約2町の農地で営農されていた さんが、 さんの所有する〇〇の住宅を借り受けて移住し、 さんの農地を借りて千歳市でも営農をはじめ、賃貸借案件です。

土地の所在は議案書8ページの通りです。また、当日配布資料の3ページに地番図、4ページに〇〇町の耕作証明書を添付しておりますので、併せてご確認ください。

さんは〇〇町ではミニトマトやスイートコーンなどを作付し、販売先は〇〇〇〇や直売所などでしたが、知り合いの さんから農地を賃貸借し、千歳では〇〇〇〇をしながら営農を始める運びとなりました。

千歳では、 さんからハスカップの樹を借り受け、ハスカップやサツマイモを栽培する予定であること、兼業農家のため、 さんが不在の時は奥様が主となり、農作業を行うことを聴取しております。

整理番号25及び27は、調査書により確認した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号25及び27についてご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

職 務 代 理 さんは〇〇町と千歳と両方で耕作を行うのですか。

事 務 局 〇〇町の方は3/5ほど水はけが悪く、土壌改良剤を使用して土地を均す千歳で営農してお金が貯まった時点で〇〇町の基盤整備をして一緒にやりたいとの事です。

職 務 代 理 とりあえず〇〇町は休耕するのでしょうか。

事 務 局 〇〇町で、近くの人から作業機を借りてクローバーやえん麦などの緑肥を植えて土壌改良剤を入れながら表面を整えていくとの事でした。

職 務 代 理 水はけが悪いなら暗渠を入れるのでしょうかね。簡単に暗渠は入れら

れないですよ。高いですから。

事務局 ですので、〇〇町では土壌の表面を整備しながら千歳で資金を確保し、〇〇町の基盤整備をしたいという事です。

2番 こちらは毎年農地パトロールで回っている場所ですか。

事務局 毎年は行っておりませんが、3年くらい回った場所です。パトロールで通過している場所です。

1 1番 〇〇の近く、防風林横ですよ。

2番 現状すぐ、この場所が農地として使えるのか疑問です。

事務局 ハスカップを植えていたのでそれをやって、他の残っているところにはサツマイモを植えるようです。

1 1番 昨年でしたか、自分が農家をやるのに休憩所がないと さんが言っていたと思いますが、その土地ですよ。
今回は賃貸ですか。

事務局 賃貸です。昨年はパトロールには行っていませんが、横を通った限りで言えば、現在かなり綺麗な状態になっています。

1 4番 さんという方の耕作証明が出ているのですけれども、〇〇町でどの程度の経営をやっているか分かりますか。

事務局 耕作証明に記載されている面積が全てと伺っております。

1 4番 これが全てなのですね。
あと詳しいことは分からないですよ。

事務局 ネットで見る限り、ホームページを立ち上げたりしてしまして、ミニトマトとスイートコーンと野菜を作って売ったりしているようです。
〇〇町のふるさと納税にスイートコーンを提供するなどされていたようです。

1 4番 何歳の方ですか。

- 事務局 ○○歳です。
- 1 4 番 農業経験が浅いかどうかはわかりますか。
- 事務局 先ほどご説明もしましたが、平成 27 年に地域おこし協力隊の農業支援員として○○町に移住され 2 年間支援員を務めた後、○○町で就農されています。
- 1 4 番 いずれにしても、本格的に農業をやっていた人ではないということですね。
- 1 8 番 以前酪農に勤めていた知り合いのお子さんが、地域おこし協力隊で深川に行き、2 年間水田や畑作であちこちの農家を回り、3 年目には受け入れ農家の後継者として農家を始められると伺いました。地域おこし協力隊の位置付けが市町村によって異なるのかもしれませんが、2 年間経た後に就農する、ということなのだと思います。
今回の案件は、土地が今までの状況より良くなるのであれば、いいのではないのでしょうか。
- 1 4 番 作業機等は持っているのですかね。
- 事務局 作業機は全部千歳に持ってきているというお話でした。
○○町の方は知り合いから機械を借りて作業をするようです。
- 1 4 番 ○○町は所有地ではなく借地なのですかね。
- 事務局 ○○町は所有地です。
千歳については、実際には作業受託で既に行っているようです。
- 1 8 番 何故 1 年間の期間なのですか。
- 事務局 作業受託で契約しているのが令和 7 年から 2 年間でありまして、今回 3 条の申請をきちんと出しましょう、ということになり、作業受託の契約 2 年プラス 3 条用に 1 年で申請がありました。
- 1 4 番 作業受託は何年やっているのですか。
- 事務局 令和 7 年 4 月からです。

- 7 番 さんは今何歳ですか。
- 事務局 〇〇歳です。
- 7 番 年齢を加味すると、賃貸借することで土地の状況が良くなるのかな、
と思ったりもしますね。
- 職務代理 期限が令和9年3月31日ですが、1年で終わることはないと思うの
で、恐らく更新しますよね。更新したら2年間ですか。
- 事務局 さんとの個人的なお約束はご本人同士のお話なので分かりませ
んが、3条の場合は期限がありませんので、解約の申し出がない限り自
動更新となります。
- 1 4 番 この場所の さんの住宅はどうなっているのでしょうか。
- 事務局 その住宅に現在、 さんが住んでいらっしゃいます。
それも含めての作業受託で入っているので、3条の申請用に改めて契
約書を作ってもらいました。農地だけでなく、全部での値段が違います
ので。
- 2 番 もともと さんは自分で住むために農地を取得した経過があった
筈なので、2~3年でお話の方向が変わってきている気がしており、将
来大丈夫かという危惧があります。
- 1 1 番 2~3年前に さんが土地を所有する際も、本総会内で年齢につい
て話し合いを行いました。隣接する土地も さんが所有されている
ことから許可しましたよね。
今後は注視していくということで、許可して良いのではないですか。
- 事務局 農地パトロールでも通りますので、これからも状態を確認していくよ
うにいたしましょう。
- 議長 では、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願い
します。
- (挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
次に、整理番号 26 を議題といたします。
この議題につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の
議事参与の規定により、委員の退席を求めます。
暫時休憩します。(10 : 54)

(委員 退室)

議 長 再開します。(10 : 55)
事務局より説明願います。

事 務 局 次に、議案書 7 ページにお戻りください。整理番号 26 は、
さんが規模拡大のため、 の農地を買い受ける所有権移転案件で
す。

土地の所在は議案書 7 ページ下段の通りです。また、当日配布資料の
2 ページに地番図を添付しておりますので、併せてご確認ください。

整理番号 26 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各
号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号 26 についてご説明申しあげましたが、よろしくご審
議ご決定いただきますようお願い申しあげます。事務局からは以上であ
ります。

議 長 これより質疑を行います。

1 1 番 売買金額を教えてください。

事 務 局 売買価格は、 円、10a あたり 円です。

1 1 番 分かりました。

議 長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願い
します。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
委員の退席を解きます。
暫時休憩します。(10 : 57)

(委員 入室)

議 長 再開します。(10 : 58)

【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】

議 長 次に議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 2 号についてご説明申しあげます。議案書 9 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

なお、整理番号 4 は可として議決した場合、北海道農業会議に意見聴取を行い、許可相当との意見回答後、許可書を交付することとします。

今月の農地法第 5 条の規定による許可申請は 1 件です。

当日配布資料の 5 ページから 8 ページに、議案第 2 号資料として、航空写真・配置図・立面図・断面図・平面図・工程表を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

整理番号 4 は、 が令和 6 年 1 月から賃貸借している農地の一部において、新たに〇〇、〇〇等を建築する転用案件となります。

当該地の農地区分は農用地区域内農地であり、現在、農業用施設用地への用途変更手続中であります。

農用地区域は、原則、転用不許可とされておりますが、農業用施設に供するため農地以外のものにしようとする場合は、例外許可事由に該当します。

また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。

これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

以上、議案第 2 号整理番号 4 についてご説明申しあげましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申しあげます。

事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 なければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第3号 農用地の買入協議に係る要請について】

議 長 次に議案第3号、農用地の買入協議に係る要請について、を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号について、ご説明申しあげます。議案書10ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進法第22条第1項に基づき、所有権移転あっせん申出のあった次の農用地について、農用地買入協議の千歳市長への要請について審議意見を求めます。

当日配付資料の9ページに、議案第3号資料として、地番図をお配りしておりますので、併せてご確認願います。

今月の所有権移転あっせん申出件数は1件です。整理番号16につきまして、申出日は令和8年3月6日で、あっせんを希望する土地の所在等は議案書のとおりです。

以上、整理番号16について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定頂きますようお願い申しあげます。

事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

議 長 暫時休憩します。(11:02)

議 長 再開します。(11:04)
これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第4号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)及び令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について】

議 長 次に議案第4号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案及び令和8年度最適化活動の目標の設定等案について、を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第4号について、ご説明申しあげます。議案書11ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況を公表するため、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案及び令和8年度最適化活動の目標の設定等案を策定したので、審議意見を求めます。

それでは、審議事項について、一括してご説明申し上げます。

本日、ご審議いただく令和7年度の最適化の推進、事務の実施状況案と令和8年度最適化活動の目標の設定等案は、4月中に北海道農業会議の点検を受けた後、ホームページでの公表及び北海道を經由し国へ提出する予定となっております。

それでは、議案第4号、当日配付資料10ページをご確認ください。

なお、網掛け部分は2月の小委員会より変更があった部分となっております。

まず、最適化の推進、事務の実施状況案については、それぞれの統計調査等の公表された数値を記載しております。

認定農業者数は広域認定32件と千歳市認定の130件を合わせまして162経営、基本構想水準到達者は9経営となっております。

認定新規就農者は根志越の さん、長都の さん、釜加の さん、そして道央公社研修生の さんと さんの5経営となっております。

農業参入法人は 、 、 の3経営となっております。

11ページに移りまして、最適化活動の実施状況の1最適化活動の目標の(1)の および については昨年作成した目標の数値を記入しております。 の実績については、3月総会案件込みの数字で、記載しております。

(2)遊休農地の発生防止・解消、 についても昨年の目標の数値を記載しております。

なお、緑区分とは草刈り等により直ちに耕作することが可能となる農地、黄区分は草刈り等により直ちに耕作することはできないが基盤整備等の実施により再生可能となる農地のことです。

12ページに移りまして、 の実績については、解消には至らなかったため0としております。

その他については、令和7年度の農地パトロールの実績に基づき表の通り掲載いたしました。

(3)新規参入の促進については、 は現状に基づき記載しております。

の目標については表の下のコメ印の指示に基づき、記入しております。

13ページに移りまして、 の実績については新規就農者数を記入しております。

2最適化活動の活動目標の(1)(2)については農地パトロールの目標と実績に基づき掲載しております。

14ページに移りまして(3)新規参入相談会への参加、 についても、目標と実績に基づき掲載しております。

目標の達成状況の標語につきましては下記の点検・評価結果に基づき記載することになっており、最後のページ、19ページ別表をご覧ください。

こちらの目標の達成状況の標語の適用方法に基づき、ただいま説明した実施状況で表2の(1) が3点、 が1点、 が1点、(2)の が1点で合計6点になりますので、表1の下から2段目の目標に対して期待どおりの結果が得られた、としております。

15ページに戻りまして、 事務の実施状況については事務局で把握している3月総会案件も含めた数字で7年度の事務状況を記載しております、詳細は15ページをご覧ください。

続きまして、16ページ、ここからは令和8年度の目標になります。

の農業委員会の状況は、実施状況と同じ内容となっております。

の1最適化活動の成果目標の(1) の現状及び課題は現状に合わせた内容となっております。

17ページへ移りまして、 の目標の集積率については、千歳市農業

委員会農地等の利用の最適化に関する指針に基づき 105.8%とし、今年度末の集積面積については7年度の実績に基づき記載しております。

(2) 遊休農地の解消の 現状及び課題については現状に合わせた内容となっております。

の目標については、コメ印の指示の通りの数字を記載しております。

(3) 新規参入の促進についても同じく指示の通りの数字を記載しております。

最後の 18 ページの 2 最適化活動の活動目標については、農地パトロールや新規就農相談会についての実施目標を掲載しております。

なお、本実施状況、目標については、農林水産省通知により3月末までに定めるよう通知があったため、2月27日に農政小委員会で審議し、本総会に諮ることで可決されております。

以上、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案及び令和8年度最適化活動の目標の設定等案につきまして、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。

事務局からは以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、本案件につきましては、農政小委員会で協議しておりますので、委員長から協議結果について報告願います。

委 員 長 令和8年2月27日開催の農政小委員会での協議結果について報告いたします。

農業委員会等に関する法律第37条で、農業委員会はその運営の透明性を確保するため、農地利用の最適化の推進の状況や、その他、事務の実施状況について、公表することが定められております。

農政小委員会といたしましては、ただ今提案しております、令和7年度の実施状況案は適切であること、また、令和8年度最適化活動の目標の設定等案に沿って、農業委員会が一体となり各種事業を積極的に推進する旨を確認し、総会へ諮ることで意見を集約したところであります。

私からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

2 番 10ページと16ページの農業委員数について、20人に対し内訳が19人となっておりますが、何故ですか。

事 務 局 この内訳に農業委員全員が当てはまるものではありません。

認定農業者、認定農業者に準ずるものが元認定農業者の方のことを指し、女性が1人、40代以下が1人、中立が1人、そして、この中に当てはまらない人で認定農業者にもなっていない方、例えば 委員はカウントされないため、人数は合わないと思います。

- 1 1 番 40代以下は誰ですか。
- 事務局 40歳以下ではなく、40代以下ですので、 委員が該当します。
- 議長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
- (挙手多数)
- 議長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)の変更案について】

- 議長 長 次に議案第5号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画、地域計画の変更案について、を議題といたします。
事務局より説明願います。
- 事務局 それでは、議案第5号について、ご説明申し上げます。
農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、次のとおり農業経営基盤強化の促進に関する計画、地域計画の変更案について千歳市長から意見を求められたので審議意見を求めます。
当日配布資料としまして、議案第5号資料を配付しておりますので、ご確認願います。
なお、本件に関しましては、本日、農業振興課から説明をしていただくこととなっておりますので、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。
- 議長 長 暫時休憩します。(11:18)
- (農業振興課長、調整計画係長 入室)

議 長 再開します。(11:19)
農業振興課から説明願います。

農 業 振 興 課 皆さんおはようございます。農業振興課長の〇〇でございます。
どうぞよろしく願いいたします。
これより着座して説明させていただきます。
私から、議案第5号農業経営基盤の強化の促進に関する計画、地域計画の変更案について、概要を説明申し上げます。
お手元に資料といたしまして、地域計画変更案の概要版と市内11地区の変更案を配布していると思います。
地域計画の変更案につきましては、黄色で塗っているところが更新した箇所となっております。
本日はA4横版の概要資料でご説明申し上げます。
1ページをお開きください。
あらためまして、地域計画とは、市が策定する概ね10年後の将来の農地利用の姿を明確化したものであり、農業者や市、農業委員会、農協など関係機関を交えた地域の話合いにより、将来を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくかをまとめたものであります。
千歳市では、令和5年度から令和6年度の2年間にわたり、複数回の協議の場や全体会議での意見、関係機関からの意見を踏まえ、令和7年3月31日に策定公表したところであります。
地域計画変更案及び目標地図変更案については、令和8年3月31日までの農地情報や担い手確保状況、農地中間管理事業による利用集積状況などの取組の進捗状況を整理したものであります。
地域計画については、一度作って終わりではなく、毎年、PDCAサイクルを通じてブラッシュアップしていくことが重要とされています。
本日も説明いたします。地域計画の変更案については、本年2月に開催した農政懇談会の場で説明し、同意を得ているところであり、また、2月27日までに農業者等からの相談・意見が無かったため、関係機関の意見聴取を行った後、2週間の公告・縦覧期間を経て、変更案の決定公告を行う予定であります。
この後、これまでの経過以降につきましては、〇〇係長より説明いたします。

農 業 振 興 課 農業振興課の〇〇です。
私から説明させていただきます。
2ページをお開きください。
これまでの経過であります。先ほど〇〇課長からも説明がありましたとおり、昨年4月1日から地域計画がスタートし、これまで目標地図

のブラッシュアップ・目標地図の変更案の作成後、地域計画変更案の説明会として2月18日に2会場で実施した農政懇談会の場で変更案を説明し、同意を得たところであり、また、2月27日までに、農業関係者等から変更案に対する相談・意見等が無かったため、地域計画変更案を決定し、現在、関係機関への意見聴取を行っているところです。今後、関係機関から意見等があった場合、それらを反映した地域計画変更案を公告、2週間縦覧します。

なお、住民等からの意見が出された場合についても、地域計画変更案に反映した上で、変更決定公告・公表し、変更した地域計画がスタートする予定となっています。

次のページをお開きください。

地域計画の策定年月日及び変更年月日ではありますが、令和7年3月に策定・公表しており、同年4月1日から地域計画がスタートいたしました。

先ほどご説明したとおり、関係機関への意見聴取後に、2週間の公告・縦覧期間を経て、4月中旬に変更決定公告・公表を行う予定となります。

次に、地域計画の期間ではありますが、令和7年度から令和16年度までの10年間を期間としており、今回変更はありません。

次に、地域計画の地域ではありますが、農業振興地域内の農用地区域内を地域計画の区域としており、今回変更はありません。

また、地域計画は、各町内会・連合会単位とし、泉郷地区から都・北信濃・上長都地区の11地区に分け、地区ごとに作成しており、今回変更はありません。

続きまして、4ページをお開きください。

これ以降については、更新した箇所のみご説明させていただきます。

1地域における農業の将来の在り方の、(1)地域計画の区域の状況ではありますが、上段が変更後、下段が変更前の面積となります。

変更後の市全体の農用地等面積は、7,003ha、農振農用地区域内農地は6,710haとなっており、田と畑の面積は市全体の農用地等の内訳となっています。

市全体の農用地等面積ではありますが、東丘、駒里が増加し、幌加、6,998haから7,003haと5ha増加しております。

内訳としましては、田の面積は、373haから377haと4ha増え、畑の面積は、6,625から6,626haと1ha増えております。

理由としましては、現況地目の変更等により増加したものであります。

農振農用地区域内面積については、根志越・祝梅地区が2ha増加、東丘地区が2ha増加、駒里地区が1ha減少し、変更後の面積は6,710ha、3haの増加となっています。

主な理由としては、農用区域への編入や農業用施設の建設などによるものであります。

規模拡大などの意向農地及び 引き受ける意向のある農地については、今回変更ありません。

次に、5 ページの(2) 地域農業の現状及び課題、(3) 地域における農業の将来の在り方につきましては、今回変更はありません。

次に、6 ページをお開きください。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標の(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標及び(3) 農用地の集団化に関する目標については、今回変更はありません。

(2) 担い手、効率的かつ安定的な経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標であります。

こちらの上段が変更後、下段が変更前の集積率となっております。

昨年4月から本年3月までに行われる予定の農地の権利移動を反映し、全体の集積率が87%から88%と1%増加しております。

集積率が増加した地区としましては、根志越・祝梅、幌加、東丘、協和、駒里、釜加、都・上長都・北信濃の7地区で、減少した地区は、泉郷地区となっております。

また、将来の集積率については、各地区とも既に一定程度の集積が進んでおり、計画期間である10年後においても、農地の未利用地は生じないことから、現状と目標を同率にしております。

なお、駒里地区については、現状が80%を下回っているため、目標は国の補助事業要件を加味し、80%に設定しています。

次に、7 ページをお開きください。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するため取るべき措置及び8ページの以下任意記載事項の取組内容については、2月27日までに地域計画担当窓口への相談、意見等が無かったため、今回変更はありません。

次に、9 ページ・10 ページをお開きください。

4 地域内の農業を担う者一覧、目標地図に位置付ける者であります。地域計画には、各地区の計画毎にそれぞれ別紙1として、属性、農業を担う者の氏名・名称、現状と10年後の経営作目や経営面積などを載せています。

農業を担う者は、各地域での協議により、市内外の認定農業者、基本構想の水準到達者、認定新規就農者のほか、地域の話し合いにより地域計画にリストアップされた利用者のことであり、1経営体で複数の地区にまたがる経営体がありますことから、各地域の一覧の合計は、328経営体となりますが、実数値は、185経営体を位置付けております。

新川地区は減少、中央、根志越・祝梅、協和、長都、釜加地区は増加、

その他の地区、泉郷、幌加、東丘、駒里、都・北信濃・上長都は変更がございません。

内訳としては、新規認定農業者 2 経営体、認定新規就農者 3 経営体、利用者 3 経営体を追加し、利用者変更 1 件及び離農 2 件により、185 経営体に変更しております。

次に、11 ページをお開きください。

5 農業支援サービス事業者一覧につきましては、現在、農業支援サービス事業を専門に行っている農業者等がないため、今回変更ありません。

6 目標地図であります。概要におきましては、例としまして、泉郷地区及び中央地区の目標地図を表示しております。

目標地図は、現状地図に今後 10 年間の農地の出し手と受け手の意向を踏まえ、地域で作成するものとなっておりますが、農地を手放したい者よりも、農地を取得したいという農業者が多いことから、現状地図を 10 年後の目標地図としており、11 地区 14 地域全て変更しています。

最後に、12 ページをお開きいただきまして、地域計画変更までの流れについてであります。

先ほど、これまでの経過において説明した内容を図にしたものであります。

以上、農業経営基盤強化の促進に関する計画（地域計画）の変更案の概要につきまして、ご説明いたしました。

議 長 これより質疑を行います。

7 番 集積率の定義を教えてください。

農 業 振 興 課 集積率につきましては、各地域の農地面積に対しまして、今回提案しております認定農業者や認定新規就農者、利用者等基本構想推進者等が現在使っている面積を割り返して算出したものとなります。

千歳市につきましては、大体平均といたしまして、概要の 10 ページに記載されておりますとおり、市全体といたしましては、昨年は 87% でしたが、今年度は 88% に 1% 増加となっております。

7 番 ありがとうございます。

議 長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
暫時休憩します。(11 : 35)

(農業振興課長、調整計画係長 退室)

- 議 長 再開します。(11:36)
これより質疑を行います。
- 1 4 番 地域計画の変更は年に1回ですか。
- 事務局 1年に1回、年度末頃変更を行います。
- 1 0 番 地域計画の対象になっていなければ、準備金が使えないという話がでたのですが、それとの関りはどうすればいいのでしょうか。
- 事務局 準備金を使いたい方は入れていただかなければならないと思います。認定農業者でなければいけないので、恐らく皆さん入っていらっしゃると思いますが、もしこれから認定農業者になりたい、まだ入っていない、という方がいらっしゃれば、その都度変更して入れていくのではないかと思います。
- 1 0 番 地区外の農地を欲しいという場合は、一年頑張ってください、となってしまうのですか。
- 事務局 市内なら良いのですが、他の地域の方ですと、恐らく市内の認定農業者等と書いていると該当してこないで、準備金が使えないということになりますので、使うとなれば、事前にその地域の農業委員や市町村に相談するのが無難だと思います。それについては、制度改正しなければならないという話も聞いております。そのうち、認定農業者であればどこに行っても準備金を使えるようになるとは思いますが、今のところは地域計画に入っていないと使えないことになってしまいます。
千歳市内であれば問題ありません。市内の認定農業者等となっておりますので。市外にまたがると使えないでしょうね。
今後改善されると思います。
- 1 0 番 分かりました。
- 議 長 発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
- (挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員
から意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 意見がなければ、事務局からの報告をお願いします。

事務局より次の事項について、報告があった。

資料 農地パトロールの結果を受けた利用意向調査結果の報告

資料 千歳市農地賃借料情報

資料 北海道産業貢献賞受賞をお祝いする集いの収支決算につい
て

資料 令和8年度農業委員会総会日程等について

資料 農業者年金制度の充実に関する要望について

口頭 第2回農業者年金加入推進班会議の開催

< 閉会宣言 >

議 長 これをもちまして、本総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。(11:53 閉会)